各種計画評価シート

No. ８

主管課：係名	都市整備課　：　都市整備係
計画名称	昭和町耐震改修促進計画
策定の趣旨 （目　的）	建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ること。
計画期間 〔策定年月日〕	平成２０年度　～　令和７年度　１８年間 〔令和３年４月改訂〕
総合計画、法令等の位置づけ	・策定の根拠となるもの （法令）建築物の耐震改修の促進に関する法律第６条第１項 （計画）山梨県耐震改修促進計画、山梨県地域防災計画、昭和町地域防災計画、昭和町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
計画の概要	・主な内容（特徴、予算、その他） 耐震化の促進について、目標、施策、啓発知識の普及等の４章からなる。 第１章「建築物の耐震診断及び耐震改修等の実施に関する目標」 第２章「建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための施策」 第３章「建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及」 第４章「その他建築物の耐震団及び耐震改修等の促進に関して必要な事項」
	・計画策定体制（計画を策定した組織・機関とプロセス） 都市整備課担当により策定した案について、県建築住宅課と協議し策定。
	・策定時の町民意見聴取手法 特になし
	・計画推進体制（計画を推進する組織・機関とそのプロセス） 計画策定体制に携わる組織だけでなく、県内建築関係団体や地元自治会、自主防災組織等と協調した体制を整備する。
	・目標設定の有無（数値目標の有無） 令和７年度末における住宅の耐震化率の目標を９５％とする。 ⇒実績は８５．６％
	・評価方法 実施計画に基づく進捗及び実績等により評価する。

主な施策と進捗状況	・進捗状況（令和７年度末現在） 住宅の耐震化率：８２．８％（令和２年度末推計値） ：８５．６％（令和７年度末県資料） ［実施中事業］※県及び町の補助要綱の補助期限が令和７年度まで ①木造住宅耐震診断支援事業（令和７年度まで） ②木造住宅耐震改修等事業（令和７年度まで） ③木造住宅耐震シェルター設置支援事業（令和７年度まで） ④災害時避難路通行確保対策事業（令和７年度まで） 全ての補助事業を実施中である。
未執行の施策と執行できない理由 〔課題 A〕	④災害時避難路通行確保対策事業 対象となる建築物の耐震診断については、令和６年度に完了した。調査により建築物内にアスベストの含有が確認されたため、除去等の対策を講じないと耐震改修等が実施出来ない状況。
今後の計画の進め方 〔課題 A の解決策〕	対象となる建築物の所有者と県及びアスベスト除去施工者等と連携しながら必要な方策を検討して、補助期限までに事業の実施を行う予定。
総合的な自己評価	**計画全体の総合評価　〈　　C　　評価〉** ランク分け　Ａ＝達成できた　Ｂ＝概ね達成できた　Ｃ＝一部達成できた　Ｄ＝ほとんど達成できていない **※上記評価となった理由** 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、各種補助要綱の策定や見直し及び耐震改修促進計画の見直しを行った。令和７年度末までに耐震改修促進計画で目標としている住宅の耐震化率９５パーセントを目指し、補助事業等を行っているが、令和７年度末時点で８５．６パーセントと目標達成までかなり厳しいのが現状である。 要因としては、対象住宅の住民の高齢化や、費用的な負担と推測される。 また、対象となる住宅が空き家になっている可能性により耐震化がスムースに進まない現状による。 今後も、各種耐震関係補助事業の周知の徹底や、耐震啓発ローラー作戦等の実施を強化し、啓発を進め、粘り強くさらなる耐震化の推進に向けて事業を行っていく予定である。 以上の理由により、総合評価を C 評価とする。

※参考資料がある場合は添付すること。